

「モーゼル危機」とマルクス

——トリリアとマルクス——

はじめに

マルクスが『経済学批判』(一八五九年)の序言で、『ライン新聞』時代の論文「木材窃盗取り締り法に関する討論」と「モーゼル通信員の弁護」⁽¹⁾に言及して、次のように書いていることはよく知られている。「一八四二年から一八四三年にかけて、『ライン新聞』の編集者として、初めて私は、いわゆる物質的利益関係に口出しせざるをえないという困った羽目に陥った。木材窃盗および土地所有の分割に関するライン州議会の議事、当時のライン州長官フォン・シャパー(Schaper)氏がモーゼル地方の農民の状態について『ライン新聞』を相手に起

的 場 昭 弘

こした公けの論争……が私に経済問題を携わる最初のきっかけを与えた。⁽²⁾ こうしたマルクスの述懐から、この二つの論文は、マルクスに経済問題を学ぶ契機を与えた重要な論文と考えられてきた。またエンゲルスも当時のマルクスについて、「いつもマルクスから聞いたのだが、彼が純粋な政治から経済関係へ、そして社会主義へと導かれたのは、正確には木材窃盗取り締まり法とモーゼルの葡萄栽培者の状況に注意を集中したことによってである。⁽³⁾」と述べ、これらの論文のマルクスに与えた意味を強調している。

これら二つの論文が現実を取り扱っていることは確かであるし、それを契機にマルクスがパリで経済学を本格

的に研究し始めたというのも事実である。しかし、それではなぜマルクスがこのモーゼル地区の貧困問題を取り扱わねばならなかったのかという動機づけの問題については、今までのところ充分な議論がなされていない。たとえば、その動機づけの一つとして、シャパーが『ライオン新聞』を告訴したという一八四二年の十二月十五日の訓令や、ライン州議会の議事をジャーナリストとして批判しなければならなかったという偶然性が揚げられているにすぎない。また、その他これらの問題がベルリンで学んだザヴィニー等の法学的論争と関係が深く、それがマルクスの関心を捕らえたという動機づけも考えられるであろうし、⁽⁴⁾ヘーゲル哲学の国家論(理性の体現としての国家)に強く影響されていたマルクスがその側面から州議会の議事に飛びついたという動機づけも考えられるであろう。⁽⁵⁾さらに当時関心を集めていた社会主義思想そのものへの興味からこうした問題を取り扱ったという動機づけも考えられよう。⁽⁶⁾しかし、マルクスが取り扱ったこれら出版の自由(「第一論文」⁽⁷⁾)、ケルン教会闘争(「第二論文」)、木材窃盗(「第三論文」⁽⁸⁾)、ワイン問題(「モーゼル通信員の弁護」)といった一連の問題は、ライン州で

も主としてマルクスの故郷トリリアの近辺の農村に関係した問題で、フランス法とプロイセン法とが奇妙に同居し、そのうえ古くからのゲルマン部族法が存在している、この地域の出身者でなければとてもその全容を理解できないほど複雑な問題であったことを見逃してはならない。しかも、マルクスの父であったハインリッヒ・マルクス(以下ハインリッヒと略)自体この問題、特にケルン教会闘争、木材窃盗法に関して裁判の形で関係したり(後述)、論文を書いたりしているわけであって、これらの問題はマルクス自体幼少のころから熟知していた問題であったとも言える。おそらくマルクスの動機づけについても、こうした幼少の頃の体験を抜きにしては考えられないであろう。本稿は、マルクスの問題関心の重点をトリリア近辺に置き、二つの論文のなかでこれまで見落とされていた事実及び視点を示すことを課題とする。⁽¹⁰⁾

一 トリリア周辺の貧困の状況

マルクスが育った一八一八年から一八三五年のトリリアは、厳しい貧困に蔽われていた。⁽¹¹⁾一八一四年フランス領からプロイセン領となったトリリアでは、フランスと

の交易の機会が失われ、さらにはフランス時代にあった織維や陶器の工場が縮小されてしまい北のアイフェル(Eifel)や南のフンシュリュック(Hunstuck)にあった鉄工業もライン地区の生産の増大及びイギリスからの鉄鋼輸入によって生産は低下し、人々は厳しい貧困に遭遇した。農業の方でも相次ぐ不作によって貧困は慢性化していった。そうした中で、トリリア及び近辺の人々は、トリリアを支配していたプロイセンの行政区及びライン州の政策を嫌悪し、トリリア市(Stadt)及びトリリア周辺の農村(Gemeinde)と、行政区(Regierung)及びライン州(Rhein provinz)との対立が表面化していく。

これは、一方ではライン人というカトリック教徒とプロイセン人というプロテスタントとの対立として、またフランス法を経験した人々とそうでない人々との対立(特にラインの裁判制度とプロイセン政府との対立という形をとって)として現れて行く。

トリリア周辺の地域は、ライン地区のケルンやデュッセルドルフ地域と違って近代的工業化に取り残され、トリリアの人々はラインのブルジョアジーのようにその資本力によってプロイセン政府と戦うことはできず、政治

の場でも消極的な反抗を繰り返すだけとなる。トリリアを支える産業といえば、森林地区から出荷される木材と家畜と、モーゼルワインとして知られるワイン産業だけという状態で、その出来不出来及びその市場価格がトリリア人の重要な関心問題であった。マルクスが『ライン新聞』で問題にした木材窃盗問題とワイン問題は、前者が木材及び家畜に関わる問題であり、後者がモーゼルワインの売行きに関する問題であった。ここでそれぞれの問題をさらに詳しく検討することしよう。

a 木材窃盗問題

i トリリア近郊の状態

トリリアの北と南には広大な台地が続いている。北をアイフェル、南をフンシュリュックと言う。木材窃盗の問題は特にこの地域の問題であった。北のアイフェル地区も、南のフンシュリュック地区もゲルマン的な共同利用権(Gemeinnutzungsrecht)の制度が残っており、それが木材の窃盗問題と微妙に関係していた。まずこの共同利用権について見ていきたい。

北のアイフェルは、アーヘン、ボンにまで続く台地であるが、ここは十九世紀初めには、その六〇パーセント

が荒地地 (Ödland) と化して⁽¹²⁾した。この地域は、鉄工業が昔から盛んであったため、製鉄のための材木需要が大きく (製鉄に使う木炭の製造のため)、その多くの木が伐採されていったからであった。この地域には、Seltiffeland というマルクゲノーセンシャフト (マルク共同体) があつたが、その多くの土地は荒地地であり、そこでは牧畜が主として行われていた。⁽¹³⁾ フランス占領前の土地の所有者は、領主であつたが、慣習的に土地の利用権は住民の手にあつた。⁽¹⁴⁾ プロイセンは、この荒地地を植林して森林の拡大を図ろうとするが、それを実行に移すには、この地域に根ざしている共同利用権が問題になってくるわけであつた。特に、この地域が牧畜に適していた理由は、針葉樹が少なく、その木ノ実が食料となるブナの木やオークなどが多かつたからでもあつた。プロイセンはこの地域に針葉樹の植林を強行し、マルク共同体の土地もその対象となつた。農民は牧畜の土地や農耕地を失い、木材の利用さえ禁止されるようになっていった。それだけでなく不作によって農民の暮らしは悪化していたわけであるから、こうしたプロイセンの強行な植林政策は農民の不評を買い、農民は針葉樹のことを「プロイ

センの木」(Preussenbaum) と言つて恐れるようになって⁽¹⁵⁾いった。

また、これと同じことが南のフンシュリュックにも起こつていた。このフンシュリュックにも、カール・マルクスの父ハインリッヒが、森林窃盗問題を担当するようになるマルクトールファング (Markthalang) や、ゲヘファーシャフト (Gehefershafte) と⁽¹⁶⁾つたマルク共同体があつた。しかも、アイフェル同様、鉄、塩、船、炭、メッキなどのために森林の利用は拡大し、森林資源は枯渇する一方であつたため (アイフェルほど荒地地は多くはなかつたが)、森林保護というプロイセンの政策の手が、次第にこの地域にも延びてきていた。この地域の樹木の内容を見ても、針葉樹が少なく、オーク (Eiche)、ブナ (Buche)、白樺 (Birke) で九〇パーセント以上を占めていたので、針葉樹植林 (えぞ松 (Fichte)、松 (Kiefer)) の政策の対象地域となつて⁽¹⁷⁾いた。こうしてフンシュリュックも、森林の保護のために、農民の木材の利用は著しく制限されるようになっていった。

プロイセンが、最も頭を痛めていた問題は、フランス法下で長くゲルマン的共同利用権が認められていたので、

モーゼル地域の農民が、彼らの既得権として共同地での木材の伐採を止めなかったということであった。プロイセン領となる前のフランス政府のもとでは、農村の共同利用権は否定されずに、そのまま認められていた。しかし、プロイセンは、一八二一年六月一日に「木材窃盜法」(Gesetzes wegen Untersuchung und Bestrafung des Holzdiebstahls)に於て、公有地や私有地での木材の無断利用を一切禁止する法を示し、ゲルマン的慣習法のみならず、それを認めていたフランス法をも否定した。⁽¹⁸⁾この法律が一連の木材窃盜法の始まりであった。

木材窃盜の件数を見るとその状況がよくわかる。一八二四年から一八二九年までの犯罪件数を見ると、木材の窃盜が圧倒的で、毎年上昇する傾向があった。このうち実際に刑務所に服役する者は五百人くらいであるので、多くは罰金刑であったと考えられる。⁽¹⁹⁾農民の方も、木材の窃盜について罪の意識を持っていなかったようで、犯罪件数は軒並に上昇していった。木材の窃盜と一口に言っても、薪として利用するためだけの窃盜だけでなく、家畜の飼料として木ノ実を盗んだり、木炭としての利用するために盗んだり、見つからずに逮捕されない場合

も多くあったと思われる。

こうした状況に対して農民の不満は爆発していく。その典型がトリーア南東の村タールファングである。このタールファング農民の訴訟は、マルクタールファング問題と言われていて、ハインリッヒが告訴側すなわち農民側の弁護を引き受ける裁判となる。次にこの問題に焦点を当てていく。

ii マルクタールファング問題

タールファングの農民達は、一八二六年二月二六日トリーア行政区に対し、森林の共同利用権を認めた一六〇七年の判例をあげ、その判例を尊重してくれるように訴えた。⁽²⁰⁾一六〇七年の判例とは、貴族、修道院等に土地が支配されていた時代の判例であり、土地の所有者である領主に対し、木材の販売を行わないという但し書の上で、必要な木材の使用権を獲得するというものであった。その後この判例は「必要に応じて」から「可能な限り」というふうに変えながらも、フランス支配の時代まで存続しつづけ、一種の慣習法となっていた。しかし、一八二一年のプロイセン法によって一六〇七年の判例は反故にされてしまい、木材を利用する者はことごとく窃盜

犯ということになった。もっとも、一八二五年十月九日にトリーアの行政区が、貧民に与えられていた特権を止めるまでは、貧民の木材利用権はみとめられており、このタールファンング地域でも、問題はさほど大きくなっていなかった。したがって、タールファンングの農民が、森林の利用権の復帰を求めて、裁判所に訴えを起こすのは、翌年の一八二六年のことであった。

タールファンングの村長ケラー (Keller) は、この裁判 (実際には一八二七年に始められるが) の弁護をハインリッヒ・マルクスに依頼する。⁽²¹⁾ ハインリッヒはケラーと何度かの交信を行った後、一八二七年一月二四日にトリーアの地方裁判所へ訴訟書を提出する。これに対して行政区側はヨハン・パウリン・シャーック (Johann Paulin Shack) を弁護人を選ぶ。彼は、マルクス家の子供達が洗礼を受けた一八二四年に夫婦でその証人として洗礼に立ち会ったハインリッヒの友人でもあった。⁽²²⁾ 問題の裁判の方は、十七世紀の判例で認められた権利をどこまで認めることができるのかということと争われた。昔の大審院 (Appellationskammergericht) で認められたゲルマン的権利は、木材を他人に売却しさえしなければ、必

要に応じて木材を利用できるというものであった。その後フランス下になって、伐採された木の半分以下のみ認めるという条件と可能な限りという条件が付加されていたので、その後の問題としてはこの権利をどこまで認めるべきかという点が中心になってくる。ハインリッヒ・マルクスは私的所有前の権利 (Voreigentumsrechte) という概念を使って、ゲルマン法の有効性を説き、農民の立場になって考えるべきだと主張した。⁽²³⁾ そして (1) 建物の建設や燃料に必要な木材、(2) 牧草地の使用、(3) 木の葉、枯れ枝、風で倒れた枝、(4) 野原を焼く権利などを、農民の権利として認めるべきだと主張した。⁽²⁴⁾ 一八二八年二月二日に判決がトリーア地方裁判所で言い渡され、現存の森林法内で藁や落葉を拾い集めることは構わないが、木材の採取は認められないということになった。つまりハインリッヒ側の敗訴であった。

ちょうどプロイセンの行政区が国有地域の中のはっきりとした所有者のいない共有地を競売に付すという政策をとる、森林が私的所有地化する状況が出てきたので、タールファンング村は競売において土地を購入しようという作戦にでてくる。⁽²⁵⁾ これによって村は大きな赤字を出し

て、森林を村人のものにし、裁判の敗訴を補おうとする。こうした形で部分的に裁判は終わりを告げるが、そうした土地購入が行われなかった地区ではケルンの上級裁判所 (Appellationsgericht) へと控訴を行う。ハインリッヒもその裁判で通信員として活躍するが、ケルンの裁判所で実際に裁判を取り扱った裁判官はペーター・シュヴァルツ (Peter Schwartz) であった。彼もやはりハインリッヒの友人であった。⁽²⁶⁾ そこでさらに数年討議されて、結局一八三四年までの木材利用権だけは認められるということになった (その後の利用権は一切認められなかった)。しかしプロイセン政府は一八四一年七月一日に『ライン州議会』において「木材窃盗及び木材生産物の窃盗に関する法」を施行するにいたり、村民の共同利用権は完全に否定されることになった。マルクスが『ライン新聞』で議論したこの法律は、ちょうど父ハインリッヒ側が部分的な勝利と部分的な敗北を味わった数年後に出てきた法律であったわけである。

b モーゼル流域のワイン問題

さて次にモーゼルワイン問題に話しを移すことにする。マルクスはワイン問題について特にトリリア近郊の

ペルンカステルのペーター・コブレントツ (Peter Coblenz) (『ライン新聞』のトリリア在住の通信員) から情報の提供を受け、⁽²⁷⁾ さらに法的な問題についてはトリリア裁判所に勤めるグスタフ・ペルガー (Gustav Peyer) から知識を得ている。⁽²⁸⁾ しかし、この問題についても、通信員から教わるまでもなくマルクス自体かなり詳しく知ることができる状況にいたはずである。たとえばトリリアのマルクス家は近郊のキュレンツ (Kirenz) とメルテスドルフ (Mertesdorf) に二つのブドウ畑を持ち、そこから上がるワインの収入を副収入にしていた。このブドウ畑から上がる収入は、キュレンツの場合一八三四年で五〇ターレル、メルテスドルフの場合二四五〇ターレルで、相当な収入をあげていた。⁽²⁹⁾ しかし、年を追うごとにワインからの収入は減少してゆき、ワイン価格の下落がマルクス家の家計を圧迫するようになっていく。このワイン価格の下落の原因こそモーゼル危機の原因であり、モーゼル地域住民の当時の最大の関心事であった。その原因を見て行くことにしよう。

モーゼル地区のワイン自体歴史的にはかなり古いのであるが、⁽³⁰⁾ 生産の拡大という点から見れば、ライン州の生

産の拡大に比べてけっして古い歴史を持っていたわけではなかった。生産自体の拡大は一九世紀になってからのことであった。貴族の領地や、教会の領地でのワイン生産が産業として拡大していくのは、モーゼルがプロイセン領であることの利点を生かして、モーゼルワインが無関税でプロイセンに『輸出』できるようになった一八二〇年代になってからのことであった。当時モーゼルワインの強力な競争相手であったラインワインは、ドイツ連邦下であり、プロイセンへのワインの輸出には高い関税がかけられており、その価格のためプロイセンでのラインワインの売行きは不振であった。モーゼルワインは、ラインワインに比べて、質的に劣り、もっぱら安さでもってプロイセン市場を開拓していた。ところがライン・ヘッセンとプロイセンとの間に関税同盟が結ばれ、良質のラインワインがプロイセン市場を席卷し始めると、モーゼルワインの売行きは減少し、モーゼルワインの価格の暴落が始まった。こうしてモーゼルのワイン業者は、貧困問題に遭遇することになる。一八三六年トリリアの銀行家モール(Mohr)を中心に作られた「モーゼル河畔ブドウ栽培奨励協会」(Verein zur Förderung der

Weinkultur an Mosel und Saar zu Trier)⁽³²⁾は、こうした貧困から脱出するためのワインの質の向上および実態調査を目的として設立された機関であり、この協会の報告書は後にライン州の州長官フォン・シャバーにより批判を受け、それに対する反批判が、マルクスの「モーゼル通信員の弁護」となる。

この「モーゼル河畔ブドウ栽培奨励協会」の調査報告を見るまでもなく、当時のトリリアに暮らした人々は、モーゼルワインを作っていた農民がいかに貧困であったかを、現実に見たり、『トリリア新聞』⁽³⁴⁾等でかなり詳しく知ることができたはずである。モーゼルの農民達は、プロイセン併合後のワインの売行き上昇に便乗して一八二〇年代に大きな借金をしてブドウ畑をつくっていたが、一八二六年以降に起こったワインの価格暴落のなかで多くの農民は借金を返済できず、土地を手放さざるをえなくなった。たとえばある一人の未亡人などは、汗水流して作り上げたワインをたった二ポンドの肉、半ポンドの玉葱と交換するという状況であった。⁽³⁵⁾こうした貧困の発生の原因は一方でマルクスがヴァンパイアとなすけた高利貸しが農村を徘徊していたからでもあった。彼ら

高利貸しは、来年度のワインの収穫を期待して資金の無いワイン農民に高い利率で貸付をおこなった。高利貸しは豊作の年は当然多くの資金を回収することができたが、不作の時でも前貸しの担保である土地を手にいれることができた。ワインの好況に成功を当て込んだ農民は、高利貸しから多額の借金をしたが、あいつぐワイン価格の暴落で、高利貸しに首ねっこを押さえつけられることになる。

また他方でプロイセンのワインに対する税の割合が高すぎたということも原因であった。プロイセンはブドウ畑が単なる農地であるかに関係なく一律に税金をかけたので、多くの農民は重税に悩まされることになった。⁽³⁶⁾

つまりモーゼルワイン問題と一般にいわれるものの原因は、第一にモーゼルワインが質的にラインワインと比べて低いという技術的問題、第二にモーゼル農民が高利貸しに苦しめられているという構造的問題、第三にワインに対する税の高さの問題という三つの原因によって発生したものであった。この問題の解決こそモーゼル問題の解決であった。しかしこうした貧困問題についてプロイセン当局の認識は、モーゼル住民ほど悲観的ではなく、

むしろかなり楽観的であり、あいかわらず高い税を農民から徴収していた。マルクスの論文はこのプロイセン当局の認識とモーゼル地域住民との認識の差という点に焦点が当てられていた。ライン州長官フォン・シャパーはトリリアの「モーゼル湖畔ブドウ栽培奨励協会」の報告が、ワインの売行きを過少に評価しているのではないかと告発し、トリリアのプロイセン行政区の役人ツッカルマリオ (Zuccalmaglio) にその鑑定を依頼したのであるが、そのことは逆にプロイセンの役人がモーゼルの貧困問題についてあまり詳しく知らなかったということを示す結果になった。すなわちモーゼル問題はプロイセンの役人が認識していたよりもはるかに悲惨なものであった。したがってモーゼルワインの悲惨な状況をよく知っていたマルクスの論文の立場は、モーゼル住民の立場であったと言える。こうした事実を基礎としてマルクスの書いた論文の内容を検討していくことにしよう。

二 マルクスと「モーゼル問題」

マルクスが書いたライン州議会に関する論文は、すでに見たように、「第一論文」が出版の自由に関する論文、

「第二論文」がケルン教会闘争に関する論文、「第三論文」が木材窃盜法に関する論文、そして最後にモーゼル通信員の弁護に関する論文であったが、実はこれらの論文はすべてモーゼルの貧困と、父ハインリッヒの関心と密接に関係していた。たとえば父ハインリッヒは、ケルン教会闘争に関する論文を一八三八年に執筆したり、裁判でモーゼルの木材窃盜問題の弁護をひきうけたりしていた。だから父のこうした活動をマルクス自身が知らなかったはずはない。そこで父ハインリッヒの論文および活動、ならびにモーゼルの状況と、マルクスの論文との関係を見ていくことにする。

a マルクスとハインリッヒ・マルクス

i モーゼルの実態とマルクスの論文

まず木材窃盜法に関するマルクスの論文について、マルクスがモーゼル地域の固有の問題であった以下にあげた問題をどれくらい認識していたかという点について比較検討したい。その問題とは、第一に共同体の共同利用権の問題、第二に農民が森林を利用する場合の実際の利用方法(木の実(家畜の餌)、木材(材木、ワインの樽として)、葉(飼料、餌))の問題、第三にモーゼルの歴史

的背景(アイフェル、フンシュリュックの木材資源の減少、私有地よりも共有地が多かったということ)⁽³⁷⁾ についての問題である。

第一の共同利用権の問題であるが、マルクスはこの慣習を、農民の慣習的権利、私法と公法の混合物としての権利と呼んでいて、法が認めなければならない自然の権利であると考えている。⁽³⁸⁾ この点においてマルクスはモーゼル地区の歴史的伝統について熟知していたものと思われる。またそうした権利が修道院が所有していた土地(これはマルクスが述べているように私有地として売却され、貴族の土地は公有となった土地である)⁽³⁹⁾ を売却して私有地化した地域でも認められるべきであるという点においても、マルクスがモーゼル地域の歴史に対するはつきりとした認識をもっていたことは明らかである。ただマルクスが問題としている共同利用権への障害としての私有地がアイフェルやフンシュリュックで増大したのは、マルクスが前提としているほど昔ではなく、それらの地域の村や市が財政の赤字を防ぐために公有地を売却しはじめた三十年代から後の時代のことであり、昔から続いたわけではなかったということには注意しておかねば

ならない。またマルクスが見逃していたこととして、以前公有地であった地域でも、共同利用権への侵害の問題があったということもあげられよう。三十年代以前のアイフェルやフンシュリュックでは、私有地の比率は低く、この地域での共同利用権に対する侵害の問題は、プロイセンによる森林保護政策による村民の森林利用禁止に原因があり、けっして私有地のなかでの共同利用権の問題ではなかった。マルクスは、木材窃盗法を私的地主の「企み」だと規定しているが、この地域では必ずしも私地的地主による企みからでできた法とは考えられてはいなかったということに注目しなければならない。

また、マルクスが森林の利用対象を木材に限り、木の葉や木ノ実について無視していることも、状況認識という点では問題を含んでいると思われる。それはモーゼルの農民にとって森林の利用目的は、たんに木材の利用だけでなく、木の葉や木ノ実の利用という目的もあったからである。さらに、木材窃盗は、マルクスが言うようにたんにラインの地主の私的利益だけがからんでいたのではなく、森林資源の枯渇を防ぐプロイセン政府の保護政策でもあって、その点に対するマルクスの認識は必ずし

も、充分でなかったように思われる。このように見てくると、マルクスの論文は、モーゼルの現実や歴史に対して、いくつかの認識不足をもっていったことがわかる。

ii マルクスとハインリッヒ

一方マルクスの父ハインリッヒの方は、実際に共同利用地での木材利用についての権利の合法性（これは共同利用権が最初から問題とならない新しい私有地については関係ないが）をめぐる裁判をプロイセン政府側と争ったわけで、すでに詳述したように、かなり細かくモーゼルの当該地域の歴史的経緯や事実を調査している。特にそこで使われた *Voreigentumsrecht*（所有前の権利⁽⁴¹⁾）という概念は、ゲルマン的な慣習を理解する上での重要な概念となっていた。これはマルクスの言葉によると *Ordungskaputionsrecht*（先占権）という言葉として表されている概念である⁽⁴²⁾。所有前の権利ということは文字通り私的所有が不分明な時代の権利のことであり、慣習法で認められた権利を意味している。ハインリッヒはこの権利を過去、現在の判例と照らし合わせながら、プロイセン法もこうした慣習法を認めるべきであると主張する。しかしマルクスの場合、歴史的判例をあまり顧慮せず、先

占権は他の所有権からしめだされている貧民階級(annu-
en Klasse)のものであることを、私有財産の利害に対
する国家による防衛という点から説明していく。⁽⁴³⁾しかし
すでに指摘したように歴史的に見て、この木材窃盜法は
ラインの私的所有者の立法というだけでなく、プロイセ
ン側からの立法でもあったわけで、マルクスの主張はモ
ーゼルの農民にとってやや面食らうものであったかもし
れない。

この点から見ると理性(Vernunft)としての国家が、
悟性(Verstand)としての私的所有者が作った私的な
木材窃盜法を非難するというマルクスの概念装置は、逆
に現実のプロイセン国家そのものが私的な国家になっ
てしまっていることを示すことにもなっている。マルクス
はおそらくライン州議会の裏にプロイセン国家の私的な性
格を読み取り、それを遠廻しに批判していたのかもしれ
ない。実は父ハインリッヒの方も、「商業裁判所に対す
る批判」という論文で、慣習的に行われている商業裁判
所に対し、息子マルクスと同じように公共的であるはず
のものが私的であるといつて非難を展開していた。⁽⁴⁴⁾この
商業裁判所という組織は商人から選ばれた裁判官が額面

の少ない商法上の裁判を裁くといった近代法を否定する
時代錯誤の裁判制度であり、裁判の知識もない上層商人
が、自らの利益擁護のために裁判を執り行っていた。近
代法を否定するこうした裁判にたいして、ハインリッヒ
は、不当であると非難したのである。こうした批判の仕
方は、その対象、その時代こそ違え、方法的にはかなり
似通っていたとも言えよう。

b モーゼルワイン問題とマルクス

つぎにワイン問題に関するマルクスの論文と、モーゼ
ル農民側からみた事実との関係を見ていくことにしよう。
モーゼルワインの当時の事実認識として、次の三つが考
えられよう。1 関税同盟による価格の低落化現象、2
高利貸しの存在、3 ワインに対する税の高さについて。
マルクスの論文の中で、特にあげられているのはワイン
に対する税の高さについてであった。もともとこのワイ
ン問題の発端は、州当局が、「モーゼル湖畔ブドウ栽培
奨励協会」に対し、協会がワインの産出額を不当に低く
見積り、それによってワインに対する税を低く抑えよう
としているのではないかという批判を行ったことにあっ
た。プロイセン当局の疑問はワイン農家が、収益をあげ

るために産出量を実際より低く報告し、ワイン農民が得をしていないかという点にあった。しかし、現実には産出量は増大していたが、売上が減少していたため、農民の税負担は大きくなり、一方でそれによって高利貸しの収奪が増大するという悲惨な状況が展開していたことはすでに見てきたとおりであった。こうしたプロイセン当局のワイン税の額に対する邪推は、プロイセンの役人自身がモーゼルの農村を実地調査せずに、税を取り立てることのみ躍起となっていたことを示しており、モーゼルの農民とプロイセン当局の対立を如実に物語っている。それは、プロイセンの役人達が、プロイセン政府のために税額を増大させるという点数稼ぎをしようとしていたからであった。

ワイン問題に対するマルクスの認識は、モーゼル農民の立場であり、事実に対する認識の仕方においても、農民側に立っていたようである。こうした認識に到達しえたのも、二人のモーゼルの協力者の与えてくれた情報だけでなく、彼のトリリアでの幼少期の体験あったと思われる。ただ、マルクスは内容的には、ワイン問題よりも出版の自由の問題を(すなわち、当局の報告と協会の報

告の違いは、当局が出版の検閲によって事実を捏造させていたからであるという批判⁽⁴⁵⁾を重視しており、モーゼルの農民の経済的貧困に関してあまり深く入ろうとしてはいない。その点は、後に彼が、モーゼル問題は経済的研究のきっかけであったと述べていることと、いささかくいちがっているようである。モーゼルの農民がプロレタリアートではなかったとしても、彼らの多くが貧困に喘いでいたことは事実であるので、こうした事実をかなり擱んでいたマルクスが、より突っ込んだ分析、たとえば高利貸しと農民との関係(たとえば『トリリア新聞』などが報告していた高利貸しと農民との悲惨な関係のよう)にや、こうした貧困と近代的プロレタリアートとの関係を、詳しく分析しなかったのは彼の後年の述懐との関係だけでなく、パリでの経済学研究との関係において、大きな疑問をのこしているように思われる。もっとも、『ライン新聞』を辞めざるを得なくなるという状況などによって、こうした貧困へのアプローチの仕方が必然的に交わらざるをえなくなっただけとも考えられる。即ち後進的な貧困の分析から、先進的な貧困の分析へと分析対象が変化していったのかもしれない。その後の貧困に対す

る分析は、イギリス、フランスなどの先進的な国のプロレタリアートに絞られてくるからである。

結び

以上、マルクスの論文とトリーア周辺の当時の状況との比較対照を行ってきたが、結論としてこの対照から最初に提起した動機づけについて次のことが、言えるであろう。すなわち、彼がこの問題に関心を持った動機として考えられる三つの意見(第一にヘーゲル国家論からのライン州議会の決議を批判しようという動機、第二にザヴィニー等の歴史法学派を批判しようという動機、第三に社会主義、共産主義への興味に触発されたということ)は、大筋としては正しいとしても、マルクス自体の当時のジャーナリストとしての状況や、問題が生まれ故郷トリーアと父ハインリッヒの裁判に関係していたという複雑な状況を見た場合、いささか曖昧であり、彼をこの問題に結び付けた動機はむしろ、生まれ故郷を彼が熟知していたということにあると思われる。それは、マルクスの論文が、すべてモーゼル地区に集中していることからあきらかであろう。本稿は、『ライン新聞』時代

のマルクスの論文をモーゼル地区との係わり合いのなかで見えてきたが、もちろんこれらの論文はその後のマルクスの思想発展との関係や、『ライン新聞』自体の全体の流れとの関係や、同時代人との交流の中からも詳しく見て行かねばならないであろう。それらは、今後の課題として筆者に課せられている問題でもあり、やがて別の機会に言及することにした。

- (1) 「木材窃盗取締り法に関する討論」*Debatten über das Holzdiebstahlggesetz, Rheinische Zeitung*, Nr. 298, Nr. 300, Nr. 303, Nr. 305, Nr. 307, 25, 27, 30 Okt., 1, 3, Nov., 1842, *MEW (Marx Engels Werk)*, Bd. 1, SS. 109—147. 「モーゼル通信員の弁護」*Rechtfertigung des Korrespondenten von der Mosel, Rheinische Zeitung*, Nr. 15, Nr. 17, Nr. 18, Nr. 19, Nr. 20, 15, 17, 18, 19, 20, Jan., 1843, *MEW*, Bd. 1, SS 172—199.
- (2) 『経済学批判』*Zur Kritik der politischen Ökonomie*, *MEW*, Bd. 13, SS 7—8, 杉本俊朗訳「大月文庫」一四頁。
- (3) 「エンゲルスの一八九五年四月十五日のリヒェルト・フィッシャー宛の手紙」*MEW*, Bd. 39, S. 466.
- (4) 河上倫逸『ドイツ市民法理論』創文社、一九七八年、四八六頁。
- (5) 廣松渉『増補マルクス主義の成立過程』至誠堂、一九

八四年、一一一七頁。

(6) 山中隆次『初期マルクスの思想形成』新評論、一九七二、四三—四五頁。

(7) 「出版の自由と州議会議事の公表とについて」の討論」Debatten über Pressfreiheit und Publication der Landständischen Verhandlungen, *Rheinische Zeitung*, Nr. 125, Nr. 128, Nr. 130, Nr. 132, Nr. 135, Nr. 139, 5, 8, 10, 12, 15 Mai, 1842, *MEW*, Bd. 1, SS. 28—77.

(8) 「第二論文」を檢閲してその要旨を述べた。「第三論文の冒頭の注」参照。*MEW*, Bd. 1, S. 109.

(9) 「キリシタン教会闘争」Über den Kölner Kirchenstreit, 1838, *MEGA*, IV/1, S. 231 拙著『ヘーゲルの社会史』未来社、一九八六年、三四〇—三四一頁参照。

(10) 上記の著者の研究は、ヘーゲルが行ったこと、その中で、Hans Stein の Karl Marx 及び der rheinische Pauperismus des Vormärz, Eine Studie zur Sozialpolitik der Rheinischen Zeitung von 1842/43, *Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins*, Bd. 14, 1932. 最近ではヘーゲルのカーン・マックスの所収 Hans Peiger, Karl Marx und der rheinpreussische Weinkrise, *Archiv für Sozialgeschichte*, XIII, 1973. など。特にヘーゲルがヘーゲルの弟子の家で、Heinz Monz の Der Waldprozess der Mark Thalfang als Grundlage für Karl Marx's Kritik an den Debatten um das Holzdie-

bstahlggesetz, *Jahrbuch für Westdeutsche Geschichte*, 3, 1977. の中で、インリッポ・マルクスの裁判記録を丁寧な調査で、マルクスとの関係をかなり細く究げている。

(11) Zenz, Emil, *Geschichte der Stadt Trier*, Bd. I, 1979, SS. 80—93. Monz, Heinz, *Karl Marx. Grundlage der Entwicklung zu Leben und Werk*, Trier, 1973. SS. 80—93. 拙著『前掲書』、一一一八頁。

(12) Wenzel, Irmund, *Ölstandesehung Wiederaufforstung in der Zentral Eifel*, Bonn, 1962. S. 19. 森林の所有配分は、国有地四分の一、私有地四分の三である。

(13) *Ibid.*, S. 25.

(14) *Ibid.*, S. 26.

(15) *Ibid.*, S. 99.

(16) Klein, Rudolf, *Die Gehörschaften im Regierungsbezirk Trier*, Leipzig, 1910. S. 12. ナハトマハン園有地四〇％、私有地五三％、私有地一七％。Bauer, Erich, *Der Soomwald im Hunsrück*, Dissertation, Freiburg, 1962 S. 8.

(17) 針葉樹 (Nadelholz) と広葉樹 (Laubholz) の比率を見れば、一七八六年は百％広葉樹であるのに対して、一八五五年は対九、一八九四年は対七、一九二一年は対六である。Bauer, *op. cit.*, S. 127.

(18) Monz, Heinz, *Der Waldprozess der Mark Thalfang*, *op. cit.*, S. 11.

- (19) 拙著‘前掲書’七七頁、八二頁。
 (20) Monz, *op. cit.*, S. 13.
 (21) *Ibid.*, S. 13.
 (22) 拙著‘前掲書’二二三頁。
 (23) Monz, *op. cit.*, S. 23. ‘マンロンヤサ Merlin の *Répertoire universel de Jurisprudence*, 15 Bd を使った。
 Monz, Heinz, *Karl Marx, op. cit.*, S. 266.
 (24) Monz, Heinz, *Waldprozess, op. cit.*, S. 16.
 (25) *Ibid.*, S. 19.
 (26) 彼がマンロンヤサは當時住んでたマンロンヤサの Strasse の家を購入した。Monz, *Karl Marx, op. cit.*, S. 257.
 (27) 「マンロン通信員の弁護」の注九一〇 *MEW*. Bd. I, S. 603.
 (28) *Karl Marx, Texte aus der Rheinischen Zeitung von 1842/43*. Hrsg. von Hans Polger, 1984, S. 297.
 (29) 拙著‘前掲書’三三三頁。
 (30) 二世紀のマンロン地域でマンロン造りが始まる。Meyer, Felix. *Die Entstehung des Moselweinbues und Weinhandels im 19 Jahrhundert*, Trier, 1925. S. 13.
 (31) *Ibid.*, S. 22.
 (32) Blesius, Nikolaus, *Geschichtliche Entwicklung des Winzervereinswesen an der Mosel*, Dissertation, Strassburg, 1919. SS. 20-22.
- (33) この協会の目的は (1) 生産性の上昇 (2) 雑誌等の普及 (3) 機械などの援助 (4) 協同消費 (5) 組合の形成などであった。*Ibid.*, S. 35.
 (34) 『エリーア新聞』のことは、拙著‘前掲書’一六九—一八二頁、その詳しきは Becker, Wilhelm, *Die Presse des deutschen wahren Sozialismus in der Bewegung der 40er Jahre*, Dissertation 1, Bonn, 1920 参照。
 (35) Meyer, *op. cit.*, S. 33.
 (36) Blesius, *op. cit.*, SS. 25-26.
 (37) *MEW*. Bd. 1. S. 178.
 (38) *Ibid.*, S. 118.
 (39) *Ibid.*, S. 117.
 (40) *Ibid.*, S. 146.
 (41) Monz, *Waldprozess, op. cit.*, S. 23.
 (42) *MEW*. Bd. 1, S. 118.
 (43) *Ibid.*, S. 118.
 (44) 拙著‘前掲書’三三七—三四〇頁。
 (45) 「マンロン河沿岸の窮状の特質から自由な新聞の必然性が生じた」*MEW*, Bd. 1, S. 178.
 (本稿は一九八五年第四九回経済学史学会全国大会 (十一月一日 (日) 於甲南大学) での報告をまとめたものである。報告の際、有益なコメントを下された飯田鼎氏、山中隆次氏、水田洋氏に感謝の意を表した。) (東京造形大学助教授)